

アグリゲーションビジネス実装事業実施要綱

(制定) 令和6年3月5日付5環気地第242号

(改正) 令和7年3月12日付6環気地第290号

(改正) 令和8年3月9日付7環気地第334号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭における分散型エネルギーリソースを活用したデマンドレスポンスの取組を浸透させるために行う「アグリゲーションビジネス実装事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、家庭における分散型エネルギーリソースを活用したデマンドレスポンス実証（以下「DR実証」という。）の実施及び当該実証への参加促進を図るため、次に掲げる取組に要する経費の一部を助成する。

- 1 別に定める登録を受けた東京都家庭用アグリゲーター（以下「都登録AG（家庭）」という。）が実施するDR実証に必要なシステム構築等及び当該実証への参加を促進するために行うポイント付与に係る取組
- 2 都内の住宅に蓄電池システム、家庭用燃料電池、エコキュート等（以下「既設DR実証対象機器」という。）を既に設置している者（以下「既設設備設置者」という。）が、DR実証に参加するためにエネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器（以下「IoT機器等」という。）を新たに設置する取組

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 デマンドレスポンス 需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電設備及び負荷設備）を制御することで、電力需要パターンを変化させること（以下「DR」という。）をいい、需要のひっ迫等の状況を踏まえて需要を減少させるDR（下げDR）又は再エネの出力抑制等の状況を踏まえて需要を増加させるDR（上げDR）を含む。
- 2 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス 資源エネルギー庁が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に基づき、DRを用いて一般送配電事業者、小売電気事業者、需要家等の取引先に対し、調整力、供給力、インバランス回避、電力料金削減、出力制御回避等の各種サービスを提供する事業
- 3 アグリゲーター 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号の4に規定する特定卸供給事業者又は特定卸供給事業者等と契約を締結して需要家に対してエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスを提供する事業者

- 4 分散型エネルギーリソース 変動型再生可能エネルギーやコージェネレーション、燃料電池等の発電設備、蓄電池等の蓄エネ設備、大規模工場や水電解装置等の需要設備
- 5 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主がIoT機器等を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該機器の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 都登録AG（家庭）への支援（事業者向け）

(1) 助成対象となる取組（事業者向け）

助成金の交付対象となる取組（以下「助成対象となる取組（事業者向け）」という。）は、次に掲げる取組とする。

ア 都登録AG（家庭）が、家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号）、デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱（令和6年3月12日付5環気地第243号）及び熱と電気の有効利用促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号）に基づき、これらの要綱に規定する助成対象機器を新規に設置する者と連携して行う、別に定めるDR実証

イ 都登録AG（家庭）が、既設設備設置者と連携して行う、別に定めるDR実証

(2) 助成対象者（事業者向け）

助成金の交付対象となる者は、前号に規定する助成対象となる取組（事業者向け）を実施する都登録AG（家庭）とする。

(3) 助成対象経費（事業者向け）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費（事業者向け）」という。）は、次に掲げる経費のうち、別に定めるもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

ア 助成対象となる取組（事業者向け）を実施するために直接必要なシステムの構築等に要する経費

イ (1)イに規定するDR実証への参加を促進するために行うポイント付与に係る経費であって、次に掲げるもの

(ア) ポイント付与の原資相当額に充当するために要する経費

(イ) ポイント付与を実施するために直接必要なシステムの構築及びソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費

(4) 助成金額（事業者向け）

助成金の交付額は、前号に規定する助成対象経費（事業者向け）の区分に応じ、次に掲げる額とする。

ア 前号アに規定する経費

助成対象経費の3分の2の額とし、上限額は都登録AG（家庭）1事業者につき50,000,000円とする。

イ 前号イに規定する経費

(ア) ポイント付与の原資相当額に充当するために要する経費

既設DR実証対象機器の種類ごとに、各機器に係るDR実証に参加した既設設備設置者の人数に4,000円を乗じた額とする。

なお、ポイント付与は都登録AG（家庭）が既設設備設置者に対して行うものとし、当該ポイント付与の原資相当額として交付を受けた助成金は、当該既設設備設置者に対し全額を還元するものとする。

(イ) ポイント付与を実施するために直接必要なシステムの構築及びソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費

助成対象経費の3分の2の額とし、上限額は都登録AG（家庭）1事業者につき50,000,000円とする。

2 既設設備設置者への支援（個人向け）

(1) 助成対象となる取組（個人向け）

助成金の交付対象となる取組は、既設設備設置者が、前項(1)イに規定するDR実証に参加するため、都内の住宅にIoT機器等を新たに設置する取組であって、次のいずれにも該当するものとする。

ア 未使用品であること。

イ 既設DR実証対象機器に新規に併設するものであること。

ウ 都登録AG（家庭）が実施するDR実証に参加すること。

(2) 助成対象者（個人向け）

助成金の交付対象となる者は、次に掲げる者とする。

ア 前項(1)イに規定するDR実証に参加するため、都内の住宅にIoT機器等を設置する既設設備設置者

イ IoT機器等をリース等により既設設備設置者に対して貸与する者。ただし、当該機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。

(3) 助成対象経費（個人向け）

前項(1)イに規定するDR実証に参加するために、既設設備設置者が都内の住宅に設置するIoT機器等の機器費及び工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(4) 助成金額（個人向け）

助成金の交付額は、前号に規定する助成対象経費（個人向け）の額とし、上限額は1台当たり50,000円とする。ただし、既設設備設置者が、DR実証に参加するために、既設DR実証対象機器ごとに新たにIoT機器等を設置する場合は、当該機器ごとに助成金を交付するものとする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- (1) 会社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、会社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、会社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と会社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請は、令和6年度及び令和9年度に行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和6年度から令和10年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月5日付5環気地第242号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行するものとする。

附 則（令和7年3月12日付6環気地第290号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行するものとする。

附 則（令和8年3月9日付7環気地第334号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行するものとする。